



有限会社 ウンピング・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピング神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

V o l. 220 2022年07月08日

台湾特許法の一部の改正について

今般、台湾特許庁は特許法を改正し 2022 年 07 月 01 日より施行することになりました。

薬事法に規定の西洋薬に係るパテントリンクージ制度及び、アジア太平洋地域における経済連携協定(CPTPP)に合せるため、特許法に新たな条文(第 60 条の 1)を設けました。

当該条文の内容を、次のとおり、ご案内申し上げます。

記

第 60 条の 1 【特許権の効力が及ばない範囲の実施(三)】

後発医薬品の許可申請人より、新薬の医薬品許可証の所有者が(中央衛生主務官庁が構築した西洋薬パテントリンクージ登載システムに)登載した新薬特許権について薬事法第 48 条の 9 の第 1 項 4 号の規定に基づく宣言があった場合は、特許権者は(その宣言があつた旨の)通知を受けた後に、(特許法)第 96 条第 1 項の規定に基づき侵害の排除又は防止を請求することができる。

2. 特許権者が薬事法第 48 条の 13 の第 1 項に定める期間内に前項の申請人に対し訴訟を提起しなかった場合は、当該申請人は医薬品の許可を申請する後発医薬品が当該特許権を侵害するか否か確認するための請求を求めることができる。

以上

(出典:台湾特許庁)